

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

労基署
だより

第 172 号

R4. 4. 21

昨年度はコロナ感染の影響により、皆様方の事業活動にも支障があったことと存じます。当署においても各種説明会、パトロールなどが中止、延期となりました。このような中においても奄美大島・徳之島等の世界自然遺産登録決定、大島高校野球部の活躍など明るい話題も続きました。今年度は、全ての状況が好転することを願っています。

また、当署職員は今年度、全職員 11 名中 4 名が入れ替わりフレッシュな気持ちで業務を開始しています。皆様方のご理解、ご協力を得ながら業務を推進します。引き続きよろしくお願いたします。

～令和 3 年名瀬労基署管内の労働災害の発生状況（確定値）～

令和 3 年に発生した休業 4 日以上労働災害は前年の 80 人から大幅に増加し 143 人となっています。増加した最大の要因は、業務上として認定されたコロナウイルス感染者数が 46 人となったことです。

コロナウイルス感染者数を除くと 97 人ですが、前年と比べて 17 人増加しており、昨年まで連続 3 年減少していた件数が増加に転じています。特に商業、接客娯楽業などの第三次産業が 52 人と前年と比べて 16 人増加しています。

また、高齢労働者数が増加する中、加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害が増加しています。

厚生労働省では「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を策定しています。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

※コロナウイルス感染者を含む主な業種ごとの人数は次のとおりです。（ ）は前年比

- ・建設業 17 人（-3）・保健衛生業 66 人（+46）・製造業 7 人（+4）
- ・運輸交通業 5 人（±0）・貨物取扱業 3 人（-1）・商業 16 人（+9）
- ・接客娯楽業 5 人（+4）・農林水産業 13 人（±0）

《労働相談コーナー》

Q 私は 1 年契約の有期契約社員です。

まだ、雇用されてから 8 か月ですが、妊娠していることがわかり、育児休業をしたいと考え、その旨、会社に申し出ました。

しかし、会社からは雇用された期間が 1 年未満の有期契約社員には育児休業は与えられないとのことでした。問題はないのでしょうか？

A 育児・介護休業法が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から有期雇用労働者への育児休業取得要件が緩和されています。

従来要件であった「引き続き雇用された期間が 1 年以上」については原則、撤廃されています。（労使協定により除外可）

※詳細は、鹿児島労働局雇用環境・均等室までお問合せください。
TEL 099-223-8239

（育児・介護休業法の主な改正内容）

- ・産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設
- ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け
- ・妊娠出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

新型コロナ特別労働相談窓口

鹿児島労働局
雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

鹿児島労働局HP

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **821** 円

(R3. 10. 2～)

※10月2日から県最賃

が改定されています。

ご注意ください。

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！